

## 確定申告(所得税・消費税)に関する問い合わせ

磐田税務署 TEL32-6111(自動音声案内。申告に関する質問などは「0」を選択) 〒438-8711 磐田市中泉112-4

## 市県民税に関する問い合わせ

袋井市課税課市民税係 TEL44-3109  
〒437-8666 新屋1-1-1

2

### あなたの確定申告会場を確認



所得の種類によって会場が異なります。

※両会場とも、例年、申告受付開始日から数日は大変混み合います。混雑時には入場制限をする場合があります。

「給与」「年金」「一時所得(保険の満期など)」「シルバー人材センターからの配分金」のみ申告する

いいえ

- ・営業等・農業・不動産収入がある
- ・土地や建物、株式を売却(譲渡)した
- ・株式の配当収入がある

はい

年末調整で申告していない所得税の  
「住宅借入金等特別控除」を追加する

#### 会場A 磐田税務署が設ける確定申告会場

「磐田市福田中央交流センター」(磐田市福田1587-1)

開設期間 2月16日(月)~3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

#### 受付方法

「入場整理券」をお持ちのうえ、ご来場ください。

※駐車場は午前8時に開場。路上駐車は厳禁です。

#### 入場整理券の入手方法

##### ●オンライン

LINEアプリで「国税庁」を「友だち追加」し、来場希望日の2~14日前までに入手。



##### ●当日配付

午前8時30分から会場で配付。枚数には限りがあります。



#### 会場B 市が設ける申告会場

市役所東分庁舎「コスモス館」および  
「浅羽支所」

会場・開設期間(土・日曜日、祝日を除く)

①コスモス館 2月16日(月)~3月16日(月)

②支所1階・第1会議室(予約不要)

3月13日(金)・16日(月)

受付時間 午前9時~10時30分、午後1時~3時

受付方法 お持ちいただいた必要書類をもとに、職員が申告書を作成します。

※会場Bで行う申告は、会場Aでも申告可能。

※市県民税の申告者は、会場Bへお越しください。

衆議院議員総選挙が2月15日(日)に行われる場合、日程などが変わります。変更内容については、市ホームページをご確認ください。



## 来場申告時の持ち物チェックリスト (会場A・会場B共通)

- 【原本】令和7年分源泉徴収票(給与や公的年金等の収入がある方)
- マイナンバーカード(発行時に設定した2種類の暗証番号(署名用電子証明書(英数字6~16桁)、利用者証明用電子証明書(数字4桁))が必要です。また、電子証明書の有効期限切れにご注意ください)。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、本人のマイナンバーが確認できる公的な書類に加え、身元確認書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等のうち、いずれか1つ)
- 事前に作成した決算書・収支内訳書(営業等・農業・不動産収入があり、市県民税申告をする方も含む)
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払額が確認できるもの
- 【原本】生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料・旧長期損害保険料などの控除証明書
- 【原本】寄附金(ふるさと納税など)の領収書(ワンストップ特例制度を利用している方も、確定申告を行う場合は必要)
- 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの、電卓、筆記用具、スマートフォン(お持ちの方)

#### 過去にe-Taxを利用したことがある方

- 利用者識別番号とパスワードが分かるもの

#### 配偶者控除・扶養控除を受ける方

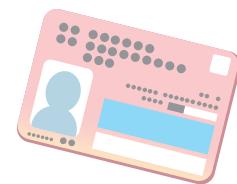
- 控除対象者のマイナンバーを確認できる書類

#### 障害者控除を受ける方

- 障害等級などが確認できるもの

#### 医療費控除またはセルフメディケーション税制を受ける方

- 事前に作成した「明細書」(セルフメディケーション税制を受ける場合は、健康の保持増進および疾病予防の取組を行ったことを明らかにする根拠書類も必要)



# お忘れなく！

# 税の申告

1

## 申告が必要な方と申告方法



会場は大変混雑するため、電子申告や郵送での提出を推奨します。

	申告が必要になる方(主なもの) 【共通】①～⑤のいずれかに該当する方で納税が必要になる方	申告方法
所得税(確定申告)	<ul style="list-style-type: none"><li>①公的年金を受給している方で、令和7年中の公的年金等以外の所得が20万円を超える方</li><li>②給与の収入額の合計額が2,000万円を超える方</li><li>③給与を1か所以上から受け、給与・退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を超える方</li><li>④給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入額と、給与・退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を超える方</li><li>⑤各種所得の合計額から所得控除を差し引いて算出した所得額が配当控除等を超える方</li></ul>	<p>①自宅からの電子申告(e-Tax) <small>イーチャクス</small></p> <p>②手書きや確定申告ソフト等で申告書を作成(※)。</p> <p>磐田税務署1階・受付、市役所2階・課税課窓口、支所1階・ロビー、会場Bに設置の提出箱へ。郵送の場合は「〒430-8584 浜松市中央区中央1-12-4浜松合同庁舎内 名古屋国税局業務センター浜松西分室」へ</p> <p>③来場申告(会場A・B)</p> <p>(※)申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードしてください。</p>
市県民税	<ul style="list-style-type: none"><li>①自営業の方、不動産収入のある方、土地を売った方で、所得税の確定申告をする必要がない方</li><li>②給与以外の所得がある方(所得税と違い、給与以外の所得が20万円以下でも申告が必要です)</li><li>③令和8年度(令和7年中)の所得・課税証明書が必要になる方(収入がない方も、申告をしていないと証明書は発行できません)</li><li>④国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で、令和7年中の収入がなかった方または、収入が障害者年金、遺族年金のみの方</li><li>⑤公的年金等の収入額が400万円以下、かつ公的年金等に係る難所得以外の所得が20万円以下で、確定申告をしない場合でも、市県民税の算定において各種控除(扶養控除・医療費控除など)を追加する方</li></ul>	<p>①自宅から電子申告(令和8年度分から 電子申告ができるようになりました)</p> <p>②手書きで申告書を作成し提出(※)</p> <p>◆市役所課税課市民税係へ郵送</p> <p>◆市役所2階・課税課窓口、支所、会場Bに設置の提出箱へ投かん</p> <p>③来場申告(会場Bのみ)</p> <p>(※)申告書用紙は、市役所・支所で入手。 市ホームページからダウンロード もできます。</p> <p><b>電子申告</b></p> <p><b>ダウンロード</b></p> <p></p> <p></p>



## 所得税の申告は、簡単・便利なe-Tax(電子申告)を使おう

令和7年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税・消費税・贈与税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書の作成やe-Taxによる送信が可能です。



### マイナポータルを連携するとさらに便利！

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費等の情報が自動入力されるため、より簡単・便利に手続きを行うことができます。

※給与所得の源泉徴収票は、お勤め先から税務署にe-Tax等で提出された場合のみ連携対象となります。

### 電子証明書には有効期限があります

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎた場合、e-Tax手続などの利用ができません。そのため、有効期限が過ぎている場合は、お早めに更新手続をお願いします。

※マイナンバーカードの暗証番号をお忘れの場合は、コンビニのキオスク端末(マルチコピー機)で事前に初期化・再設定をお願いします。

＼あると便利！／

国税庁LINE  
公式アカウント



受信項目を設定して、ほしい情報を  
タイムリーに受け取れる！

例…確定申告、医療費控除、ふるさと納税

＼困ったら…／

確定申告書作成コーナーヘルプデスク

TEL 0570-01-5901